

伊賀市地下水保全条例（中間案）

（目的）

第1条 この条例は、地下水が市民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、事業活動による地下水の採取に関し必要な事項を定めることにより地下水を保全し、もって良好な市民の生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）地下水 揚水施設により採取する水をいう。ただし、温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第3条第1項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。
- （2）揚水施設 動力を用いて地下水を採取する施設で、事業の用に供するものをいう。ただし、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が19平方センチメートル以上のものに限る。
- （3）地下水採取者 揚水施設により地下水を採取する者をいう。ただし、市の事業に係る揚水施設を設置し、又は使用して地下水を採取する者を除く。

（地下水採取の届出）

第3条 地下水採取者になろうとする者は、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

（届出内容の変更の届出）

第4条 地下水採取者は、前条の規定による届出の内容に変更があったときは、市長に届け出なければならない。

（揚水施設の廃止の届出）

第5条 地下水採取者は、既存の揚水施設を廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

（取水量等の報告）

第6条 地下水採取者は、採取した地下水の水量（以下「取水量」という）等を市長に報告しなければならない。

（採取水量削減の努力義務）

第7条 地下水採取者は、循環利用等により採取する地下水の水量の削減に努めなければならない。

（立入調査）

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に揚水施設及び取水量の測定の場所

等に立ち入り、揚水施設等を調査させることができる。

- 2 地下水採取者は、前項の規定による職員の立入調査を受け入れなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(啓発)

第9条 市は、第1条に定める目的を実現するため、地下水の保全に関し、市民の意識の啓発に取り組まなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地下水採取者である者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。